

死亡災害が急増しています！

横浜北労働基準監督署 緊急対策発令！！

緊急対策実施期間 令和2年9月30日～12月31日

横浜北労働基準監督署管内の事業場において、9月に2件の死亡災害が発生し、令和2年の死亡災害が計4件（4名）となりました。昨年の死亡災害の合計5件を上回るペースであり、極めて憂慮すべき状況です。また、令和2年の死傷災害（死亡及び休業4日以上業務災害）についても同様で、18年ぶりに1000件を超えた昨年をもさらに上回る状況が続いています。

横浜北労働基準監督署は、第13次労働災害防止推進計画の5か年（平成30年度～令和4年度）を基に、業界団体への要請や事業場の個別指導等を通じて災害防止に取り組んでまいりましたが、死亡災害急増を受けて、死亡災害ゼロを目指して緊急対策を実施します。各事業者の皆様は、死亡災害、重篤災害の撲滅のため、下記の重点事項について確実に対策を講じるようお願いいたします。

令和2年の横浜北労働基準監督署の死亡災害（速報内容を含みます。）

	発生月	業種	被災者の年齢	事故の型	災害の概要
1	6月	清掃・と畜業（その他の廃棄物処理業）	50歳台	交通事故	一人でパッカー車によるごみ収集中、収集のため坂道に停車させていた無人のパッカー車が坂道（傾斜3度前後）を約75メートル後退し、その途中で被災者が轢かれたもの。
2	6月	一般機械器具製造業	70歳台	飛来・落下	埠頭にてトレーラシャーシに2tトラック等合計3台を載せて固縛一体化した荷（重量28t）を揚貨装置で吊って船積み中、玉掛用具のチェンスリングが切断して荷が約10メートル落下し、荷役とは別の発注による溶接作業のため船倉内の中甲板にいた2名が下敷きとなったもの。
3	9月	建設業	80歳台	墜落・転落	改修工事現場にて、足場の躯体側開口部から地面（歩道）に約3.5メートル転落し、3日後に死亡した。
4	9月	清掃・と畜業（その他の廃棄物処理業）	40歳台	交通事故	高速道路をトレーラーで廃棄物を運搬、走行中に、ガードレールに接触して横転、中央分離帯に激突して運転手が死亡した。

*上記の他にも、人的被害はなかったものの、パッカー車によるごみ収集中に、無人のパッカー車が坂道を逸走して住宅の壁に激突したものや、また、死亡災害ではないものの建設現場においてドラグショベルで荷のつり上げ作業中にドラグショベルが横転して運転手が重傷を負ったものなど、死亡に至る可能性が高い事例も頻発しています。

◎緊急対策実施期間の重点事項

- 1 墜落・転落災害の撲滅
足場の開口部を塞ぐ！
墜落危険箇所では墜落制止用器具を使用する！着用していてもフックを掛けなければ意味がありません！
- 2 貨物自動車の逸走の撲滅（トラック、プレスパッカー車など）
運転席を離れる時は、エンジンを止める、サイドブレーキを確実に引く、輪止めを講じることを徹底すること。慣れているいつもの坂道でも逸走します！ブレーキ補助装置の導入を検討して下さい！
- 3 つり上げ作業時の荷の落下の撲滅（クレーン、移動式クレーン）
つり荷の下に入らない・入らせない！玉掛用具の使用前点検に十分な時間をかける！
クレーンのつり上げ荷重、定格荷重の確認と過荷重の絶対禁止！
- 4 作業開始前のKYK（危険予知活動）、リスクアセスメントを確実に実施する！